

厚岸町議会 第1回臨時会 会議録

令和7年1月17日

午前10時00分開議

- 議長（大野議長） ただいまから、令和7年厚岸町議会第1回臨時会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

- 議長（大野議長） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会 会議規則第118条の規定により、5番 音喜多議員、6番 中川議員を指名いたします。

- 議長（大野議長） 日程第2「議会運営委員会報告」を行います。
委員長の報告を求めます。
10番、堀委員長。

- 堀委員長 本日、午前9時から第1回議会運営委員会を開催し、令和7年厚岸町議会第1回臨時会の議事運営について協議をいたしましたので、その内容について報告いたします。

議会からの提出案件は会期の決定で、本会議で審議することに決定いたしました。

次に町長提出の議案等についてであります。議案第87号は本会議において審議をいたします。なお、本案については、町長から事件の訂正請求書の提出がありましたので、これを審議いたします。

議案第1号から議案第8号までの令和6年度厚岸町一般会計補正予算ほか7件は、いずれも本会議で審議することに決定いたしました。

なお、審議方法は、本会議に一括上程とし、審議、採決は1議案ごととなります。

議案第9号から議案第11号までの条例の一部改正3件については、いずれも本会議で審議することに決定いたしました。

本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定いたしました。以上、議会運営委員会報告といたします。

- 議長（大野議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

- 議長（大野議員） 日程第3 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましてとおり、本日1日間としたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日 1 月 17 日の 1 日間とすることに決定しました。

●議長（大野議員） 日程第 4、事件の訂正請求書を議題といたします。

令和 6 年厚岸町議会第 4 回定例会において、12 月 12 日に上程し、第 6 期厚岸町総合計画審査特別委員会に付託し、閉会中の継続審査となっております議案第 87 号 第 6 期厚岸町総合計画基本構想の変更及び後期行動計画の策定について、町長から令和 6 年 12 月 16 日に事件の訂正請求書が提出されております。

さらに、同じ議案において、町長から本年 1 月 16 日に事件の訂正請求書が提出されました。

本 2 件に係る事件の訂正請求書の説明を求めます。総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 令和 6 年厚岸町議会第 4 回定例会において、上程いただきました議案第 87 号、第 6 期厚岸町総合計画基本構想変更及び後期行動計画の策定については、第 6 期厚岸町総合計画審査特別委員会に付託され、慎重な審議をいただいているところですが、令和 6 年 12 月 16 日付及び令和 7 年 1 月 16 日付で提出させていただきました事件の訂正請求のとおり、議案の一部を修正させていただきたく、その修正内容についてご説明をさせていただきます。

修正内容につきましては、それぞれお手元に配布の事件の訂正請求の 2 枚目、当初案と修正案の比較表によりご説明をさせていただきます。

まず 1 点目として、令和 6 年 12 月 16 日付の修正内容でございます。2 枚目を開き願います。なお、この表の左側は先に上程いただいております議案の内容で、右側が修正後の内容となっており、修正箇所については下線を引かせていただいております。議案書 86 ページ、新旧対照表で申しますと 82 ページになりますが、行動計画 第 1 章第 4 節、水道の指標設定、水道管の耐震化率について。令和 5 年度の現状値を 1.97 パーセントから 3.38 パーセントへ、令和 11 年度の目標値を 4.50 パーセントから 16.80 パーセントへと修正するのでございます。

次に 2 点目として、令和 7 年 1 月 16 日付けの修正内容でございます。2 枚目をお開き願います。議案書 103 ページ。新旧対照表で申しますと 99 ページになりますが、同じく行動計画第 1 章第 10 節、消費生活の現状と課題について。厚岸町消費者被害防止情報連絡会議に関わる文章表現を修正するものでございますが、修正案の内容についてここで読み上げさせていただきます。消費者被害の拡大防止のため、悪質事業者に対する迅速かつ厳正な指導、処分や消費者被害の未然防止のため、「厚岸町消費者被害防止情報連絡会議」のネットワークを通じた速やかな注意喚起を含めた情報の伝達と収集や消費生活に関する教育や消費者に対する普及啓発が重要となっています。

また、消費者が様々なトラブルに巻き込まれた時に安心して相談を受けることができるよう釧路市消費生活センターをはじめ、関係機関や団体との連携がますます必要となっていますとするものでございます。

以上、簡単な説明ではございますが、私からの説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

- 議長（大野議員） お諮りいたします。

本2件の請求を許可することとし、直ちに、第6期厚岸町総合計画審査特別委員会に送付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本請求については、直ちに第6期厚岸町総合計画審査特別委員会に送付いたします。

- 議長（大野議員） 本会議を休憩します。

午前10時08分休憩

午前10時12分再開

- 議長（大野議員） 再開します。

日程第5 議案第87号 第6期厚岸町総合計画基本構想の変更及び後期行動計画の策定についてを議題といたします。

本件の審査については、令和6年厚岸町議会第4回定例会において、第6期厚岸町総合計画審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中の審査を求めているところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

- 竹田委員長 第6期厚岸町総合計画審査特別委員会に付託されました、議案第87号 第6期厚岸町総合計画基本構想の変更及び後期行動計画の策定についての審査については、本年1月15日及び本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ここに、ご報告を申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（大野議員） 議案第87号 第6期厚岸町総合計画基本構想の変更及び後期行動計画の策定について、お諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（大野議員） 日程第6、議案第9号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。

- 総務課長（布施課長） ただいま、上程いただきました議案第9号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

人事院は、令和6年8月8日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与に関する報告をするとともに、この報告を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律のほか、関係する法律を改正することを勧告いたしました。この給与の改定に関する勧告の内容は、人事院が行った令和6年4月時点における民間給与実態調査に基づく官民給与の較差を踏まえ、その均衡を図るための給与の改定であります。

内閣は、令和6年11月29日に勧告どおり実施することを閣議決定し、同年12月9日付けで法律案を国会に提出、衆議院においては同月12日、参議院においては同月17日に原案どおり可決されたところであります。

この度の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、国家公務員の給与の改定に関する勧告のうち、国家公務員の俸給表の額の引上げ並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げに準じて、町長、副町長及び教育長の給料月額引上げ及び期末手当の支給割合の0.1か月分の引上げを行うため制定するものであります。

また、この改正の内容については、令和6年11月7日に開催された厚岸町特別職報酬等審議会へ諮問し、同日付けでこの内容どおり改定することが適当であるとの答申をいただいているところであります。

続いて、改正条文の説明をいたします。この度の改正条例は、2条建ての構成としており、各条とも特別職の職員の給与に関する条例の一部改正で、第1条に共通見出しを付しております。

第1条が今年度における期末手当の、いわゆる支給割合及び給料月額の改正、第2条が翌年度以後の期末手当の支給割合の改正となっておりますので、ご了解いただきたいと存じます。

なお、条例の改正内容については、別に配付しております、議案第9号説明資料の新旧対照表により説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。始めに、第1条であります。

期末手当を定める第5条第2項の改正は、町長、副町長及び教育長の期末手当の額について、今年度の引上げ分である100分の10を加えて支給するため、期末手当基礎額に乗じる割合を6月と12月に区分し、12月の割合を100分の225から100分の235に改めるものであります。

次に、別表の改正は、町長、副町長及び教育長の給料月額について、町長の給料月額の基準としている国家公務員の指定職俸給表3号俸の俸給月額が829,000円に引き上げられたことから、町長の給料月額を引上げ後の指定職俸給表3号俸の俸給月額と同額の829,000円に、副町長の給料月額を従前の基準に倣い、改定後の町長の給料月額に100分

の83の割合を乗じて得た額の千円未満の端数を四捨五入した688,000円に、教育長の給料月額を同じく改正後の町長の給料月額に100分の75の割合を乗じて得た額の千円未満の端数を四捨五入した622,000円に、それぞれ改めるものであります。

次に、第2条であります。第1条で改めた町長、副町長及び教育長の期末手当の額を規定する第5条第2項中の期末手当基礎額に乘じる割合について、第1条による改正前の期末手当基礎額に乘じる割合100分の225から今年度の引上げ分である100分の10を、翌年度以降の6月と12月の期末手当からそれぞれ均等に100分の5を加えたものとするため、当該乗じる割合を6月と12月ともに100分の230に改めるものであります。

続いて、この条例の附則であります。議案書の1ページをご覧ください。

附則第1項は、この条例の施行期日で、この条例は公布の日から施行することとし、ただし書により、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行するとするものであります。

附則第2項は、第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定については、令和6年4月1日に遡及して実施することを定めており、これは、給料月額及び期末手当の支給割合の改正について、令和6年4月1日に遡って引き上げるというものであります。

附則第3項は、給与の内払の規定で、この条例の第1条の規定により引き上げた給料月額及び期末手当の支給割合について、令和6年4月1日遡及により、昨年4月から本年1月までの10箇月分の給料月額並びに当該給料月額の引上げ及び支給割合の引き上げに伴う期末手当の支給に当たっては、これまで改正前の額で支給した分を内払とみなし、この内払とみなした額を差し引いて支給することを規定した内容となっております。

なお、この改正による影響額については、町長、副町長及び教育長を合わせた年間の総額で、641,010円の増額となります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。7番、南谷議員。

●南谷議員 説明は十分よく分かりました。1点だけ確認をさせていただきたい。差額が発生しますよね令和6年度分。これはいつ支給、どのような格好でされるんですか。今説明にはなかったんですけれど。

●議長（大野議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） お答えさせていただきます。今の予定ではこれを議決いただいた後、今月末には支給する事を今予定はしております。

●議長（大野議員） 他ございませんか。

（「なし」の声）

- 議長（大野議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。
- 議長（大野議員） 日程第7、議案第10号、厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。

- 総務課長（布施課長） ただいま、上程いただきました議案第10号、厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

本条例につきましては、先の議案第9号で説明いたしました、令和6年8月8日の人事院勧告における官民給与の較差を踏まえ、その均衡を図るための国家公務員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の引き上げの内容に準じて、厚岸町議会議員の期末手当の支給割合を0.1カ月分引き上げ、年間で4.6か月分とするため制定するものであります。

また、この改正内容については、先の議案第9号と同様、令和6年11月7日に開催された厚岸町特別職報酬等審議会へ諮問し、同日付けでこの内容どおり改正することが適当であるとの答申をいただいております。

続いて、改正条文の説明をいたします。この度の改正条例は、2条建ての構成としており、各条とも厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正で、第1条に共通見出しを付しております。第1条が12月の期末手当のいわゆる支給割合の改正、第2条が翌年度以後の期末手当の支給割合の改正となっておりますので、ご了解いただきたいと存じます。

なお、条例案の説明は議案書により行わせていただきますので、別に配布しております議案第10号説明資料の新旧対照表については、参考として併せてご参照いただきたいと思います。

それでは、議案書3ページをご覧ください。

始めに、第1条であります。第10条第2項の改正は、議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の期末手当の額について、今年度の引上げ分である100分の10を加えて支給するため、第10条第2項中の議員報酬の月額に乘じる割合を6月と12月に支給する場合に区分し、12月の割合を100分の225から100分の235に改めるものであります。

次に、第2条であります。第1条で改めた議長以下、議員の期末手当の額について規定する第10条第2項中の議員報酬の月額に乘じる割合について、第1条による改正前の議員報酬の月額に乘じる割合100分の225から今年度の引上げ分である100分の10を、翌年度以降の6月と12月の期末手当からそれぞれ均等に100分の5を加えたものとするため、当該乗じる割合を6月と12月ともに100分の230に改めるものであります。

次に、この条例の附則であります。

附則第1項はこの条例の施行期日で、この条例は公布の日から施行することとし、ただし書により第2条の規定は、令和7年4月1日から施行するとするものであります。

附則第2項は第1条の規定による改正後の厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和6年12月の期末手当の支給の基準日である令和6年12月1日から適用するとするものです。

附則第3項は期末手当の内払の規定で、この条例の第1条の規定により引き上げた期末手当の支給割合について、令和6年12月1日遡及により、令和6年12月の期末手当の支給に当たっては、これまで改正前の額で支給した分を内払とみなし、この内払とみなした額を差し引いて支給することを規定した内容となっております。

なお、この改正による影響額については、全ての議員を合わせた年間の総額で、258,600円の増額となります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

（「なし」の声）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第8、議案第11号、厚岸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。

●総務課長（布施課長） ただいま、上程いただきました議案第11号、厚岸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

本条例につきましては、先の議案第9号で説明いたしました、令和6年8月8日の人事院勧告を受けて第216回臨時国会で可決された一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の改正のうち、官民給与の較差の均衡を図るための国家公務員の俸給表の額の引上げ、期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げ並びに寒冷地手当の引上げに加え、時代の要請に即した給与制度に転換するとした俸給表の切り替え、扶養手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当の改正並びに再任用職員へ住居手当及び寒冷地手当を新たに支給する改正の内容に準じて厚岸町職員の給与に関する条例の改正を行う

ため制定するものであります。

続いて、人事院勧告における給与の改定の内容について申し上げます。

1 つ目は、給料表の改定で、令和 6 年 4 月 1 日の遡及施行分では、一般給料表及び企業職給料表については、主に 30 歳台後半までの職員に重点を置き、1 級から 6 級までのすべての号俸について 26,300 円から 3,300 円までの範囲で、初任給については 25,300 円から 21,400 円までの範囲で、再任用職員は 3,300 円程度、給料月額を引き上げることとしております。

医療職給料表については、重点を一般給料表及び企業職給料表と同じくし、1 級から 6 級までのすべての号俸について 30,600 円から 3,300 円までの範囲で、初任給を 28,300 円から 25,500 円までの範囲で、再任用職員は 3,600 円程度、給料月額を引き上げることとしております。

会計年度任用職員一般給料表については、すべての号俸を 26,300 円から 3,300 円までの範囲で、会計年度任用職員医療職給料表については、すべての号俸を 28,400 円から 17,600 円までの範囲で、給料月額を引き上げることとしております。

また、令和 7 年 4 月 1 日施行分では、若手・中堅優秀者の早期昇格時や民間人材等の採用時の給与の改善を目的に、3 級以上の給料表の初号付近の号俸をカットし、それら初号付近の号俸の職員の給料を引き上げることとしております。

2 つ目は、期末・勤勉手当の支給割合の改定で、一般職員の期末手当及び勤勉手当をあわせて 0.1 カ月分、再任用職員の期末手当及び勤勉手当をあわせて 0.05 カ月分、それぞれ引き上げることとしております。

3 つ目は、寒冷地手当の支給額の改定で、国家公務員の寒冷地手当の額が、民間における同種手当の支給額を下回っていたことから、寒冷地手当の月額を 11.3 パーセント引き上げることとしております。

4 つ目は、扶養手当の対象者及び支給額の改正で、配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会状況の変化に対応するとともに、子を有する職員に対する生計費の補填を充実する観点から、令和 8 年度までの経過措置を設けつつ、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る手当額を現行の 10,000 円から 13,000 円に引き上げることとしております。

5 つ目は、単身赴任手当の支給対象の改正で、民間人材等の新規採用の円滑化に資するよう、一定の条件を満たす単身赴任する職員に対し手当を支給することとしております。

6 つ目は、管理職員特別勤務手当の対象時間の改正で、勤務実態に応じた適切な処遇を確保する観点から、週休日等以外の深夜に係る支給対象時間帯を拡大することとしております。

7 つ目は、定年前再任用職員及び暫定再任用職員に支給する手当の種類に関する改正で、勤務地を異にする異動を含め活躍できるよう給与面でも更に支援する必要があるとの観点から、住居手当及び寒冷地手当を支給することとしております。

続いて、改正条文の説明をいたします。

この度の改正条例は、6 条建ての構成としており、第 1 条と第 2 条が厚岸町職員の給与に関する条例の一部改正、第 3 条と第 4 条が厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正、第 5 条が厚岸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する

条例の一部改正、第6条が職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正としておりますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

なお、条例の改正内容については、別に配付しております、議案第10号説明資料の新旧対照表で説明させていただきます。新旧対照表の1ページをご覧ください。

始めに、第1条は厚岸町職員の給与に関する条例の一部改正であります。期末手当を定める第16条の3の改正は、第2項は再任用職員以外の職員の期末手当について、今年度の引き上げ分である100分5を加えて支給するため、期末手当基礎額に乘じる割合を6月と12月に区分し、12月の割合を100分の127.5に、第3項は再任用職員の期末手当について今年度の引き上げ分である100分の2.5を加えて支給するため、期末手当基礎額に乘じる割合を6月と12月に区分し、12月の割合を100分の71.25に、それぞれ改めるものであります。

勤勉手当を定める第16条の6の改正は、第2項第1号は、再任用職員以外の職員の勤勉手当について、今年度の引き上げ分である100分の5を加えて支給するため、勤勉手当基礎額に乘じる割合を6月と12月に区分し、12月の割合を100分の107.5に、第2号は、再任用職員の勤勉手当について今年度の引き上げ分である100分の2.5を加えて支給するため、勤勉手当基礎額に乘じる割合を6月と12月に区分し、12月の割合を100分の51.25に、それぞれ改めるものであります。

なお、この改正により期末手当と勤勉手当を合わせた今年度の年間の支給割合は、一般職員が100分の450から100分の460に、再任用職員が100分の235から100分の240になります。

新旧対照表の2ページをご覧ください。

寒冷地手当の支給額を定める第17条第2項の改正は、表中の寒冷地手当の支給額を、世帯主で扶養親族のある職員23,360円を26,000円に、世帯主で扶養親族のない職員13,060円を14,500円に、その他の職員8,800円を9,800円に改めるものであります。

次に、別表第1の一般給料表、別表第2の医療職給料表の全部を改める改正であります。恐れ入りますが別に配付しております説明資料の別紙、給料表の新旧対照表をご覧ください。

1ページから6ページにかけては別表第1の一般給料表で、1級から6級までのすべての号俸について26,300円から3,300円までの範囲で、6ページから13ページにかけては別表第2の医療職給料表で、1級から6級までのすべての号俸について30,600円から3,300円までの範囲で、それぞれ給料月額を引き上げることとしております。

新旧対照表2ページをご覧ください。

続いて、第2条は、第1条と同じ厚岸町職員の給与に関する条例の一部改正であります。

扶養手当を定める第7条及び第8条の改正は、第8条の削除に伴い第7条の前の共通見出しを削り、改めて単独見出しを付すもので、扶養手当の対象と支給額を定める第7条の改正は、第2項は配偶者の扶養手当を廃止するため第1号を削り、第2号を第1号に、第3号から6号までを1号ずつ繰り上げる改正であります。第3項は、子に係る手当10,000円を13,000円に引き上げる改正、第4項は、略称規定を削るものと字句の整理であります。

新たに加える第5項は、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定等に関し必要な事項を規則に委任する規定を加えるもので、第8条はこれに伴い不要となる規定を削除とするものであります。

期末手当を定める第16条の3の改正は、第2項は令和7年6月以降に支給する期末手当の割合を、第1条で100分の127.5に改めた12月の職員の期末手当基礎額に乘じる割合を第1条による改正前の割合100分の122.5から今年度引き上げ分である100分の5を、翌年度以降の6月と12月の期末手当から、それぞれ均等に100分の2.5を加えたものとするため、当該乗じる割合を100分の125に改めるもので、第3項は、第1条で同じく100分の71.25に改めた12月の再任用職員の期末手当基礎額に乘じる割合を、第1条による改正前の割合100分の68.75から、今年度引き上げ分である100分の2.5を翌年度以降の6月と12月の期末手当から、それぞれ均等に100分の1.25を加えたものとするため、当該乗じる割合を100分の70に改めるものであります。

新旧対照表4ページをご覧ください。

勤勉手当を定める第16条の6の改正は、第2項第1号は令和7年6月以降に支給する勤勉手当の割合を、第1条で100分の107.5に改めた12月の職員の勤勉手当基礎額に乘じる割合を、第1条による改正前の割合100分の102.5から今年度引き上げ分である100分の5を、翌年度以降の6月と12月の勤勉手当から、それぞれ均等に100分の2.5を加えたものとするため、当該乗じる割合を100分の105に改めるもので、第2号は、第1条で同じく100分の51.25に改めた12月の再任用職員の勤勉手当基礎額に乘じる割合を、第1条による改正前の割合100分の48.75から、今年度引き上げ分である100分の2.5を翌年度以降の6月と12月の勤勉手当から、それぞれ均等に100分の1.25を加えたものとするため、当該乗じる割合を100分の50に改めるものであります。

なお、第16条の3第2項及び第3項並びに第16条の6第2項第1号及び第2号の改正による期末手当と勤勉手当を合わせた翌年度以降の年間の支給割合は、第1条で改正した割合と同じ割合になります。

住居手当の支給の対象となる職員を定める第16条の7第1項第2号の改正は、この条例における配偶者の定義を規定している第7条第2項第1号が削られるため、配偶者の定義規定を加える改正であります。

新旧対照表の4から5ページにかけては、単身赴任手当を定める第16条の8の改正は、第3項に新規採用に伴い一定要件を満たす単身赴任となる職員を支給対象に加える改正であります。

管理職員特別勤務手当を定める第16条の9の改正は、第1項は字句の整理、第2項は、週休日等以外の支給対象時間を午後10時から翌日の午前5時までに拡大する改正と字句の整理、第3項は、週休日等以外についても6時間を超える勤務をした場合は、区分に応じ支給する手当の額に100分の150を乗じて得た額とする改正であります。

定年前再任用職員の適用除外を定める第18条の改正は、令和7年4月1日から定年前再任用職員についても住居手当及び寒冷地手当が支給されることとなるため、適用除外の規定から当該手当を除く改正であります。

次に、別表第1の一般給料表、別表第2の医療職給料表の全部を改める改正であります。恐れ入りますが、別に配付しております説明資料の別紙、給料表の新旧対照表をご

覧ください。

13ページから18ページにかけては、別表第1の一般給料表で、3級以上の初号付近の給料表の適用を受ける職員の給料を引き上げる改正で、3級では1号俸から4号俸をカット、4級及び5級では1号俸から8号俸をカット、6級では1号俸から12号俸をカットする改正であります。

18ページから25ページにかけては、別表第2の医療職給料表で、3級以上の初号付近の給料表の適用を受ける職員の給料を引き上げる改正で、3級及び4級では1号俸から4号俸をカット、5級では1号俸から8号俸をカット、6級では1号俸から12号俸をカットする改正であります。

新旧対照表にお戻りください。

続いて、5ページから10ページにかけて、第3条及び第4条の厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてであります。この改正の内容がこれまで説明しました第1条及び第2条の厚岸町職員の給与に関する条例の一部改正の全て同様でありますので、説明は省略させていただきます。

恐れ入りますが、別に配付しております説明資料の別紙、給料表の新旧対照表をご覧ください。

説明資料別紙の25ページから35ページにかけての企業職給料表についても、現行、改正案ともに一般給料表と同じ内容となっておりますので、説明は省略させていただきます。

新旧対照表の10ページをご覧ください。

続いて、第5条は厚岸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。別表第1の一般給料表、別表第2の医療職給料表の全部を改める改正であります。

恐れ入りますが、別に配付しております説明資料の別紙、給料表の新旧対照表をご覧ください。

35ページから41ページにかけては別表第1の一般給料表で、すべての号俸について26,300円から3,300円までの範囲で、41ページから44ページにかけては別表第2の医療職給料表で、すべての号俸について28,400円から17,600円までの範囲で、それぞれ給料月額を引き上げることとしております。

新旧対照表の10ページをご覧ください。

続いて、第6条は職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正であります。

厚岸町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置として、暫定再任用職員の適用除外を定める附則第12条第5項、及び厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置として暫定再任用職員の適用除外を定める附則第14条第5項の改正は、令和7年4月1日から暫定再任用職員についても住居手当及び寒冷地手当が支給されることとなるため、適用除外の規定から当該手当を除く改正であります。

議案書の37ページをご覧ください。

この条例の附則であります。

附則第1項は施行期日で、公布の日から施行するものとし、ただし書で、第2条、第

4 条及び第 6 条並びに附則第 4 項から第 8 項の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するとするものであります。

附則第 2 項は、第 1 条の規定による改正後の厚岸町職員の給与に関する条例の規定、第 3 条の規定による改正後の厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定及び第 5 条の規定による改定後の厚岸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例については、令和 6 年 4 月 1 日に遡及して実施するとするものであります。

附則第 3 項は、給与の内払の規定で、この条例の第 1 条、第 2 条及び第 5 条の規定により引上げ改定した給料、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当について、令和 6 年 4 月 1 日遡及により、昨年 4 月から本年 1 月までの10か月分の給与の支給に当たっては、これまで改定前の額で支給した分を内払とみなし、この内払とみなした額を差し引いて支給することを規定した内容であります。

37ページから38ページにかけては、附則第 4 項はこの条例の第 2 条及び第 4 条の規定による令和 7 年 4 月 1 日の給料表の切替に際して、令和 7 年 3 月 31 日時点の号俸に対応する切替後の号俸を附則別表として定めるものであります。

附則第 5 項は切替え日となる令和 7 年 4 月 1 日前に、職務の級を異にする異動等をした職員の新号俸については、その者が切替え日において異動等をしたものとした場合に差が生じる可能性があるため、権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができるとするものであります。

附則第 6 項及び第 7 項は、この条例の第 2 条及び第 4 条の規定による配偶者及び子に係る扶養手当支給の経過措置で、令和 8 年 3 月 31 日までの間は子については13,000円を11,500円、配偶者については3,000円とし、支給するものであります。

附則第 8 項は、この条例の第 2 条及び第 4 条の改正について、令和 7 年 4 月 1 日より前に給料表の適用を受けることとなり、単身赴任をすることとなった職員についても支給対象に含めるとする規定であります。

附則第 9 項は、この条例の施行にあたり必要な事項を規則で定めるとする規定であります。

これらの改正による令和 6 年度予算における影響額は、企業会計を含めた全会計で、給料の増額分が約7,190万円、期末手当の増額分が約1,934万円、勤勉手当の増額分が約1,677万円、給料の増額に伴う退職手当組合負担金の増額分が約485万円、寒冷地手当の増額分が約237万円で、合計約 1 億1,523万円の増額と試算しております。

なお、この改正の内容については、令和 6 年10月11日付けで、自治労厚岸町職員組合に申入れを行い、同年11月 1 日付けで合意する旨回答を得ております。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。7 番、南谷議員。

●南谷議員 何点か尋ねさせていただきます。自治労さんとも協議をされた。アップになっているから、そのアップの率がどうなのかも含めて、決して私自身今回の改訂について、異議があるわけではございません。

参考までに自治労さん一生懸命その職員の皆さんのことを思って協議をされたんですけど、交渉の結果って言うんですか、どういうことが意見とかあったのかどうなのか、この辺について推移についてまず1点、お尋ねをさせていただきます。

それから改正にあたって、ちょっとわからない部分があるので何点かお尋ねします。15ページです。ここに第18条中、第16条の7、第16条の8、第17条を第16条の8に定める。再任用の人のことの住居手当、寒冷地手当を支給することに関係する改正だと理解をいたしました。

この関係でこの11号の説明資料の11ページですか、ここに第18条、左の下段に定年前再任用短時間勤務職員の適用除外となっています。これと関連しているという理解をいたしました。この内容について具体的にきちっと説明をしてください。

●議長（大野議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） お答えさせていただきます。まず1つ目ですけども、毎年この人事院勧告が出た場合、その内容を職員組合の方に説明して、職員組合の方でもその内容を見ていただいて、この内容で給与改定を行うことを了承するというようなことで、回答を頂いております。

それと今おっしゃっていただきました18条のところ、暫定前再任用職員、この職員につきましては今この列挙している第16条の7、17条の6とかというものが、これを除外するというものなんですけども、今まで暫定再任用職員では手当が支給されているものとしては、種類があるんですけども、それぞれ特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、宿日直手当と期末手当、勤勉手当とその支給されるものがあるんですけども、その中から今これが支給されていて、その他にも扶養手当ですとか、地域手当ですとか他のものがあるんですけども、その部分は除外するというような規定だったんですけども、今除外するというものの中に住居手当と寒冷地手当も除外するという規定の中に、16条の7が削られているんですけども、その削られているものが、今回は住居手当と寒冷地手当が今度は対処することになったので、除外するという規定から除きますよということで、今後除外されたので、今度支給されるというような内容の改正であります。

除外規定から今まで支給しないとして除外していたものを、その除外する規定の中から、今言った住居手当と寒冷地手当は除外しませんよという規定にするために削ったものであります。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 自治労さんの方なんですけれども、意見が出たのか出なかったのか、これで良かったなとか、その辺の感触を知りたいなっていうのは本音なんです。これでは足りないよということなのか。その辺の、妥結しているから上程されていると思ってんだけど、いやもう少し頑張ってもらいたいよなとか、そういう思いもあると思うんですよ人間ですから。その辺についてできれば率直に教えて欲しいと思いました。

それから今説明を受けたんですけれど、ますます何かわかりにくい。除外規定になっているんだよね。そうすると再任職員は今の説明ですと、寒冷地手当とそれから住居手当、今までは当たらなかったよと、支給しないよという方で定めてあったものを排除するから、今度は支給になりますよということですよね簡単に言うと。

寒冷地手当もこの住宅手当も今回アップになってますよね、実際のところ一般職員。今回の改正で。寒冷地手当がアップになっている。寒冷地手当というのは寒い時だけだから、期限があると思うんですよ。年中あたっているわけではない。何月から何月まで当たるのか。それから今回のアップはどのくらい上がったのか。寒冷地手当アップになっていますね一般の職員。

それが僕が思ったのにはその寒冷地手当を今度再任用の方も今までは当たんなかったのが当たるようになった。その場合、同じ数字なんでしょう。というのは僕が疑念に思ったのは、職員の皆さんは今まで上がってたんですよ。そして勤務時間も再任用の方より長いと思うんです。再任用の方は1週間のうちで、どうかかわからないけれど制限があると思うんです。例えば4分の3という決まりみたいものがあって、その勤務状態の中で寒冷地手当がアップになる時に同額なるのかなと。再任用の方は4分の3アップになると僕の考えでは平等になるかもしれないけど、片っぱは100パーセント、4分の4働いてる勤務時間の人も天井に行くのに、再任用の方はそれがダメだってことを僕言っているんじゃない。誤解しないでくださいよ。そういうふうになることは大変再任用の方にとっても有利なことだなど、こういうことですから、そういう意味では僕はその再任用の方に一生懸命頑張ってもらって、もっと一生懸命働いてもらうことで、町としても助かるだろうとそういう意味では処遇改善になったんだなというふうに僕は理解したんですよ。その辺の捉え方っていうのはどうなんでしょう。

理事者側としては僕はそこの部分、むしろ今回のこの改正規定では同じ金額に、レベルに支給になるわけだから、損得で言えば良かったなと改善されたなと、今までないものが上がったわけですから、その辺の理解としてどう捉えているのかお尋ねをさせていただきます。

●議長（大野議員） 休憩します。

午前11時03分休憩

午前11時04分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。総務課長。

●総務課長（布施課長） すみません大変貴重なお時間を。職員組合からの回答ですね。回答の中では組合員の中でも協議して、人事院勧告に準じて改正内容を容認いたしますというような内容で回答をいただいているところです。

それと寒冷地手当のアップ額、これは今回の再任用職員の分でもよろしいでしょうかね。職員の分でありますと10名が対象になりますが、先ほど言いましたこの支給は11月から

3月までの5カ月、毎月支給されるもので、月額で20万9,300円の5カ月で104万6,500円になるという5カ月ですね。

1カ月が11月から3月まで5カ月あります。ひと月が20万9,300円で、5カ月で。

(発言する者あり)

- 総務課長（布施課長） 今の額で言いますと、アップする総額ということではなくて。総額ではアップするのは104万6,500円がこの10人分で上がることになります。

それとその金額単価の関係であります。あくまでもこれは寒冷地手当でありますので、勤務時間に応じて支給するものではありませんので、そのまま同じ同額で支給するということになります。

- 議長（大野議員） 他ございませんか。

(「なし」の声)

- 議長（大野議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（大野議員） 日程第9、議案第1号 令和6年度厚岸町一般会計補正予算、議案第2号 令和6年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 令和6年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第4号 令和6年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第5号 令和6年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算、議案第6号 令和6年度厚岸町水道事業会計補正予算、議案第7号 令和6年度厚岸町下水道事業会計補正予算、議案第8号 令和6年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上8件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました、議案第1号、令和6年度厚岸町一般会計補正予算（6回目）から議案第5号、令和6年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（2回目）の提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第1号、議案書の1ページであります。

令和6年度厚岸町一般会計補正予算6回目、令和6年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1億5,472万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億9,

452万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

2ページから3ページまで、第1表 歳入歳出予算補正であります。歳入では、3款3項、歳出では、7款8項にわたって、それぞれ1億5,472万6,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。6ページをお開き願います。歳入であります。

12款1項1目1節、地方交付税9,586万4,000円の増。普通交付税、補正財源調整のための計上であります。

16款 国庫支出金、2項 国庫補助金、2目 民生費国庫補助金、1節 社会福祉費補助金4,603万6,000円の増、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（低所得世帯支援枠）4,603万6,000円。新規計上は低所得者世帯への支援給付金に要する費用に対しての国庫補助金の新規計上であります。

充当事業の内容につきましては、歳出予算の低所得者世帯等物価高騰対策給付金（令和6国補正）において説明いたします。

21款1項1目 繰越金、1節 前年度繰越金1,282万6,000円の増。補正財源調整に伴う増額補正で、令和5年度決算における繰越金、全額の計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。歳出であります。

1款1項1目議会費25万9,000円の増。説明欄記載のとおり、人事院勧告における給与の改定に伴う増であります。なお、以下職員人件費及び会計年度任用職員人件費については、16ページから19ページまで、給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

2款 総務費、2項 徴税費、2目 諸費、補正額ゼロ。説明欄記載のとおり、人事院勧告における給与の改定に伴う増減であります。

3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費、337万円の増。国民健康保険特別会計289万7,000円の増は、繰出金の増。社会福祉一般47万3,000円の増は、社会福祉協議会の人件費増額に伴う補助金の増であります。

次ページ、4目 老人福祉費282万3,000円の増。介護保険特別会計への繰出金の増であります。

10目 諸費、低所得者世帯等物価高騰対策給付金（令和6国補正）4,603万6,000円。新規計上は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう給付金を支給するものであります。その内容は、住民税非課税世帯に対し1世帯につき3万円を給付するもので、対象見込み1,350世帯に対し、4,050万円の給付金と18歳以下の児童がいる世帯に、1人あたり2万円を加算支給するもので、対象見込み135人に対し、270万円の給付金の計上のほか、給付金給付事務に係る事務費として、主に職員の超過勤務手当や給付システム整備委託料などの計上であります。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、4目 水道費78万7,000千円の増、簡易水道事業特別

会計への繰出金の増であります。

7 款 土木費、次ページ。2 項 道路橋梁費、2 目 道路新設改良費12万9,000円の増。床潭末広間道路整備事業 5 万6,000円の増、事業費支弁人件費 7 万3,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおり、人事院勧告における給与の改定に伴う増であります。

3 項 河川費、1 目 河川総務費96万9,000円の増。別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業（令和 6 国債）補正額ゼロ。事業費支弁人件費96万9,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおり、人事院勧告における給与の改定に伴う増減であります。

8 款 1 項消防費、次ページ、1 目 常備消防費941万2,000円の増。釧路東部消防組合の人件費増額に伴う負担金の増であります。

12 款 1 項 1 目給与費9,094万1,000円の増。特別職・一般職員等人件費5,205万3,000円、会計年度任用職員人件費3,888万8,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおり、人事院勧告における給与の改定に伴う増であります。

以上で、議案第 1 号の説明を終わります。

次に、議案第 2 号であります。議案書、1 ページであります。

令和 6 年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（3 回目）。令和 6 年度厚岸町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、第 1 項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、289万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,458万円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

2 ページから 3 ページ、第 1 表歳入歳出予算補正であります。

歳入では、1 款 1 項、歳出では、1 款 2 項にわたって、それぞれ289万7,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。6 ページをお開き願います。歳入であります。

6 款 繰入金、1 項 1 目 1 節、一般会計繰入金289万7,000円の増、補正財源調整に伴う増額補正であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。歳出であります。

1 款 総務費、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費、職員人件費202万円の増。5 項 1 目、特別対策事業費、会計年度任用職員人件費87万7,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおり、人事院勧告における給与の改定に伴う増で、10ページから12ページまで、給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で、議案第 2 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 3 号であります。議案書、1 ページであります。

令和 6 年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算（4 回目）、令和 6 年度厚岸町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、第 1 項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、78万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億1,978万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

2ページから3ページにわたり、第1表 歳入歳出予算補正であります。歳入、歳出ともに、1款、1項にわたって、それぞれ、78万7,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。6ページをお開き願います。歳入であります。

5款 繰入金、1項1目1節、一般会計繰入金78万7,000円の増、補正財源調整に伴う増額補正であります。

以上で歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。歳出であります。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、職員人件費78万7,000円の増。説明欄記載のとおり、人事院勧告における給与の改定に伴う増で、10ページから12ページまで、給与費明細書を添付しておりますのでご参照願います。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

続きまして、議案第4号であります。議案書1ページであります。

令和6年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（3回目）、令和6年度厚岸町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、299万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,975万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

2ページから3ページ、第1表 歳入歳出予算補正であります。

歳入では、3款3項、歳出では、3款4項にわたって、それぞれ299万4,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。6ページをお開き願います。歳入であります。

4款 国庫支出金、2項 国庫補助金、7目 地域支援事業交付金、3節 社会保障充実事業交付金11万4,000円の増、6款 道支出金、2項 道補助金、3目 地域支援事業交付金、3節 社会保障充実事業交付金5万7,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおり、収入見込みに伴う交付金の増であります。

8款 繰入金、1項1目1節 一般会計繰入金282万3,000円の増。補正財源調整に伴う増額補正であります。

以上で歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。歳出であります。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、職員人件費112万8,000円の増。3項 介護認定審査会費、2目 認定調査等費、会計年度任用職員人件費95万5,000円の増。4款 地域支援事業費、2項 包括的支援事業・任意事業費、1目 包括的支援事業等事業費、次ページにわたり、職員人件費46万6,000円の増。2目 任意事業費、その他介護予防施策 1万6千円の増。5目 認知症総合支援事業費、職員人件費29万7,000円の増。8款 サービス事業費、1項 居宅サービス事業費、1目 包括的支援事業費職員人件費13万2,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおり、人事院勧告における給与の改

定に伴う増で、12ページから14ページまで、給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

続きまして、議案第5号であります。議案書1ページであります。

令和6年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（2回目）、令和6年度厚岸町の介護老人保健施設事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ342万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,612万8,000千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

2ページから3ページ、第1表 歳入歳出予算補正であります。

歳入では、1款2項、歳出では、1款1項にわたってそれぞれ342万円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。6ページをお開き願います。歳入であります。

1款 サービス収入、1項 介護給付費収入、1目、1節 施設介護サービス費収入276万3,000千円の増、2項1目1節 自己負担金収入65万7,000円の増。それぞれ、一日平均18人の入所者を見込んだ施設利用状況に伴う計上であります。

8ページをお開き願います。歳出であります。

1款 サービス事業費、1項 施設サービス事業費、1目 施設介護サービス事業費342万円の増。職員人件費52万7,000円の増、会計年度任用職員人件費289万3,000円の増は、それぞれ説明欄記載のとおり、人事院勧告における給与の改定に伴う増で、10ページから12ページまで、給与費明細書を添付しておりますのでご参照願います。

以上を持ちまして、議案第1号令和6年度厚岸町一般会計補正予算6回目から議案第5号令和6年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算2回目までの提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） はじめに議案第6号 令和6年度厚岸町水道事業会計補正予算、2回目について、その内容をご説明いたします。

議案書、1ページをお開きください。

第1条 総則、令和6年度厚岸町水道事業会計の補正予算は次に定めるところによる。

第2条 収益的収入及び支出の補正であります。支出につきましては、1款 水道事業費用を112万2,000円増額し、2億8,449万3,000円とするもので、内訳は、1項 営業費用が112万2,000円の増であります。

8ページの補正予算説明書をお開きください。収益的支出の内容について、説明申し上げます。収益的支出であります。

1款 水道事業費用、1項 営業費用、4目 総係費は、112万2,000円の増。主に1節

給料が、人事院勧告に基づく給与改定に伴う給料55万6,000円の増のほか、各節も同様に人事院勧告に基づく給与改定に伴う増で、内容は説明欄記載のとおりであります。なお、4ページから7ページにわたり、給与費明細書を添付しておりますのでご参照ください。

1ページ下段へお戻りください。

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。職員給与費について、112万2,000円増額し、2,302万8,000円とするものであります。

2ページは、補正予算実施計画。3ページは、水道事業会計補正予定キャッシュ・フロー計算書。9ページと10ページは、予定貸借対照表。11ページと12ページは、会計処理の基準や手順を示した注記であります。

次に、議案第7号 令和6年度厚岸町下水道事業会計補正予算、2回目について、その内容をご説明いたします。議案書、1ページをお開きください。

第1条 総則令和6年度厚岸町下水道事業会計の補正予算は次に定めるところによる。

第2条 収益的収入及び支出の補正であります。収入につきましては、1款 下水道事業収益を7万円増額し、5億2,893万1,000円とするもので、内訳は、2項 営業外収益が7万円の増であります。支出につきましては、1款 下水道事業費用を48万7,000円増額し、5億2,283万円とするもので、内訳は、1項 営業費用が、48万7,000円の増であります。収益的収入及び支出の内容につきましては、補正予算説明書で説明します。

第3条 資本的収入及び支出の補正であります。支出につきましては、1款 資本的支出を76万1,000円増額し、5億9,784万8,000円とするもので、内訳は、1項 建設改良費が、76万1,000円の増であります。

9ページの補正予算説明書をお開きください。収益的収入及び支出並びに資本的支出の内容について、説明申し上げます。

はじめに、収益的収入であります。1款 下水道事業収益、2項 営業外収益、8目 消費税及び地方消費税還付金は7万円の増。この度の補正における会計処理に伴う消費税還付金の増。

次に、収益的支出であります。1款 下水道事業費用、1項 営業費用、7目 総係費は、48万7,000円の増。主に1節 給料が、人事院勧告に基づく給与改定に伴う20万2,000円の増のほか、各節も同様に人事院勧告に基づく給与改定に伴う増で、内容は説明欄記載のとおりであります。なお、5ページから8ページにわたり、給与費明細書を添付しておりますのでご参照ください。

次に、資本的支出であります。1款 資本的支出、1項 建設改良費、4目 総係費は、76万1,000円の増。主に1節 給料が、人事院勧告に基づく給与改定に伴う37万1,000円の増のほか、各節も同様に人事院勧告に基づく給与改定に伴う増で、内容は説明欄記載のとおりであります。

1ページ中段へ戻りください。

第3条の本文括弧書き、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,280万7,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億5,677万6,000円、並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額603万1,000円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,356万8,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億5,746万8,000円、

並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額610万円」に改めるものであります。

第4条 一時借入金の補正であります。一時借入金の限度額が、今後の事業運営上、他の会計及び金融機関からの一時借入れの必要が生じることから、限度額の1億円を1億2,000万円に改めるものであります。

2ページをお開きください。

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。職員給与費について、124万8,000円増額し、3,172万5,000円とするものであります。3ページは、補正予算実施計画。4ページは、補正予定キャッシュ・フロー計算書。10ページと11ページは、予定貸借対照表。12ページと13ページは、会計処理の基準や手順を示した注記であります。

以上が、令和6年度厚岸町下水道事業会計補正予算（2回目）の内容であります。

ご審議のうえ、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 続きまして、議案第8号令和6年度厚岸町病院事業会計補正予算（2回目）について、その内容をご説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

第1条 総則、令和6年度厚岸町病院事業会計の補正予算は次に定めるところによる。

第2条 収益的支出の補正であります。収益的支出の補正は補正予算説明書でご説明いたします。

10ページをお開きください。

1款 病院事業費用、1項 営業費用、1目 給与費2,147万円の増。内訳として1節 給与1,024万6,000円の増。2節 職員手当等745万6,000円の増。3節 法定福利費210万円の増。6節 報酬166万8,000円の増はそれぞれ人事院勧告に基づく給与改定による増額補正であります。なお、4ページから9ページにわたり給与費明細書を添付しておりますのでご参照ください。

1ページにお戻りください。

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。職員給与費を2,147万円を増額し、7億8,267万3,000円とするものであります。

2ページは補正予算実施計画、3ページは補正予定キャッシュフロー計算書、11ページから13ページまでは予定貸借対照表と注記であります。内容につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第8号令和6年度厚岸町病院事業会計補正予算（2回目）の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきましょようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） はじめに、議案第1号について質疑を行います。7番、南谷議員。

- 南谷議員 すいません、遅れて。まず歳入からお尋ねをさせていただきます。6ページでございます。

今回の上程の歳入補正額、総額で1億5,400万円。内訳は地方交付税が9,500万、そして2つ目に民生費国庫補助金の関係の交付事業が4,600万円、そして財源調整のための繰越金が1,200万、この3つでございます。

ここでお尋ねをするんですけれども、まず繰越金。今回の1,282万6,000円を出して、令和6年度の繰越金は最終的に3億3,700万あったものが全部ここで払い出したと、こういう理解にたったんですがこれでいいのかどうか。そういうことの確認をさせていただきます。

そこで次に地方交付税、ここで9,500万円計上されいるんですよ。財源の補填分だと思うんですよ。ということは今までも繰入に対して地方交付税、一瞬これを見たとき思ったのは、今回の人事院の勧告に対するアップの分の数字と大体1億ぐらいありますから、その分を国から財源がきたのかなと一瞬思ったんです。そうではないのではないのかなと。ということは交付税まだ、厚岸町は繰越金で処理してきてるから、実際には今までの補正計上で地方交付税、補正計上あんまりされてないんですよ。

ですからまだ大部分が令和6年部分残ってるという理解をいたしました。この状況について地方交付税がどのくらい残っておるのか。どのように年度内に使われるのか、この見通しについてお尋ねをさせていただきます。まずそこまで。

- 議長（大野議員） 総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。まず繰越金でございます。繰越金は今回の計上額1,282万6,000円、これを持って全額、令和5から6に繰り越した額を計上してということでございます。

それと交付税の状況でございます。今回この国の補正によって、普通交付税、厚岸町にも追加交付されております。9,886万6,000円という数字は今回国の補正についております。

交付税を交付する額のこのそれぞれの国の税金が増えた。また、今回の人事院勧告に踏まえたという、これ官民格差の特にこの若年層に対する給料の格差という部分での幅が大きいということで、そのプラス改定と総合経済対策に伴う部分で今回この9,886万6,000円という数字が厚岸町に交付されたということでございます。

交付税につきましては、今後の残額でございます。これは当初予算、厚岸町のまず交付額の決定。当初と今回のこの補正の部分の追加交付を合わせまして、厚岸町のこの令和6年度の普通交付税の額は、40億5,696万2,000円となります。今この1月の臨時会に出した今回の補正に出しております普通交付税合わせた額で、当初と合わせた金額でございますが、35億8,648万円となります。これを差し引きますと残額が4億7,048万2,000円となります。

この残額につきましてはこれからの3月補正の見積もりをそれぞれ担当課で行っておりますが、それに対する財政需要に対する交付税の活用と、あとは次年度以降に対する令和7年度における各事業に活用するための基金に積み戻されるようにということで、

今これを3月補正の方で調整させていただくといってる内容でございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 今回の説明で大体分かったんですけど、今説明の中で、今回のその9,800万円のうちに今回の人件費の関係で交付されてる部分もあると説明がありました。

掴めるかどうかかわからないんですけど、今回たまたま国からの交付事業以外はほとんど今回の補正計上は人件費ですよ。100パーセントと言ってもいいぐらい。交付税との関係はどうなのかなっていうのは非常に気になりました。もし掴めるのであれば、わかるのであれば今回説明がありました。どのくらい交付税で措置されたのか。わからなければそれはそれでいいのですが。その上でお尋ねをさせていただきます。

次に歳出でございます。歳出の9ページですか。民生費すみません、11ページです。社会福祉費、今回の交付税の関係で説明がありました。もう少しこの内容について説明を求めます。まず、対象者なんですけれども早口でメモリきれなかったのですよ。それで数字だけはメモったんですけれども、その1世帯あたり3万円、非課税世帯、それで4,050万円。

それから18歳未満の児童1人あたり2万円をプラスするよ。これが270万円の財源になると。この事業の内容についてお尋ねをさせていただきます。

支給日はいつ頃になるんでしょうか。それから今までもこのような支給方法をされてきてるんで窓口は何課になって、どのような配付方法になるのか、具体的に説明をしていただきたい。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。今回の交付税の追加交付につきましての給与の部分でございますが、通常の給与の部分につきましては、当初の交付税の中に地方財政計画の中である程度その想定をして給与の計算がされて、当初の交付税には来ております。ただ今回の場合ですと、やはり若年層に対する特にその初任給が民間と格差があるということで大幅な改定という部分で、今回この追加交付の中に給与の部分も入っております。

これは厚岸町の部分につきましては先ほどの追加交付で9,886万6,000円と申しましたが、この中には給与費の改定分といたしましては、4,232万1,000円、こちらの方がこの給与の改定分ということで、厚岸町に追加交付されたというものでございます。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。予算でいきますと11ページ諸費、低所得者世帯等物価高騰対策給付金についてでございます。

事業の内容につきましては、まずはこの事業は非課税等の低所得を対象とした事業ということで、保健福祉課地域支援係が窓口となります。

以前は子どもの加算分を児童の係で対応してたこともございますが、前回の子ども加算の時から地域支援係で子どもの加算についても対応するというように対応する予定となっております。

事業の内容でございますが、お話いただいたとおりで今回は非課税世帯1世帯に対して3万円の給付。これは1,350世帯で金額としましては4,050万円。児童の加算分につきましては子ども1人2万円、これに今回見込みとしましては135人で270万円の金額。さらに事務費としてこの一世帯というか、1件あたり事務費2,500円分を事務費として計上できるということで、予算上では給付につきましてはこれまでの経過から、1,200世帯から1,300世帯ほどの事業が必要だというふうに考えておりますが、事務費につきましては目一杯使ってしまうわけにはいきませんので、今回につきましては1,134世帯分ということで、283万6,000円を事務費として計上しております。これを合わせますと4,603万6,000円の予算となるものでございます。

給付の内容につきましてはこれまでの低所得者に対する給付金と同様で、令和3年度から4年度にかけては10万円、それから令和4年度では5万円、令和5年度では3万円、さらに追加ということで7万円というふうに基本的には住民税の非課税世帯に対して給付を行うということで、一時は均等割のみの方に対しても給付していた経過もございますが、今回につきましては均等割の課税とならない、いわゆる非課税の方が対象ということになります。

この世帯において、子どもがいる場合には1人2万円の加算を行うという事業となっております。

スケジュールでございますが、本日議案について予算が可決された前提で進むとして、今のところはこれまで申請等やり取りした経過もございますので、基本的には確認書という形で、申請書ではなくて確認書ということで事業の周知、それから口座の確認というその送付を2月中旬に発送したいと考えております。

2月の下旬から受付を開始しまして、1回目の支給をそれから2回目の支給まではなんとか2月末に支給できるように実施していきたいというふうに考えております。

なお2月の下旬から受付を開始しましても、年度内3月までは申請期間短い状況でございますので、これにつきましては来年の5月末まで申請期間を設けるように今考えている状況でございます。以上です。

●議長（大野議員） 他ございませんか。8番、石澤議員。

●石澤議員 この国庫支出金のことなんですが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金というのがあるんですが、これ今、低所得世帯支援枠ってなってますが、この他に国から降りてきているお金はないんでしょうか。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。国の方から経済対策ということで厚岸町の方でもまだ確定はしておりませんが、数字は見込みは来るということであります。

ただ、そのものが、金額と合わせましてやはりこの期間が短いと、この令和6年ですと。そうなりますと新年度予算に計上いたしまして、それを活用させていただくということになりますので、今回この低所得者につきましては、今回この臨時会の方で、令和6年または繰り越して令和7年となりますが、この経済対策の交付金につきましては令和7年度の新年度予算で計上させていただいて活用させていただきたいと思っております。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 さっき7番議員さんの質問の中で出てたんですけど、子ども1人あたり均等割世帯の子どもも対象になるんだ。2万円というの。それはならない。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） まず今回の1世帯3万円の給付につきましては非課税世帯のみということで、均等割のみ課税世帯は対象とならない状況となっております。

この今回非課税の対象となる世帯の中で、子どもがいた場合に加算ということになりますので、均等割のみの世帯の子どもは対象にならないということになります。

●議長（大野議員） 他ございませんか。

（「なし」の声）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 次に、議案第2号について質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 次に、議案第3号について質疑を行います。

（「なし」の声）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 次に、議案第4号について質疑を行います。

（「なし」の声）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 次に、議案第5号について質疑を行います。

（「なし」の声）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 次に、議案第6号について質疑を行います。

（「なし」の声）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 次に、議案第7号について質疑を行います。10番、堀議員。

●堀議員 ここで第4条の一時借入金の補正というものが1億円から1億2,000万円というふうになっているんですけども。4ページのキャッシュフロー計算書の財務活動にキャッシュフローというところに一時借入金というものが載ってきていないわけ、これ水道企業会計もそうなんですけれども下水道企業会計もここに載っていないんですよ。病院会計のやつを見ると、ここには病院の方でも財務活動によるということで載っているんですよ。これ本来は載せるべきではないのかな。そして補正状況も2,000万円なら2,000万円増やした1億2,000万円というふうにするべきじゃないのかなというふうに思うんですけどもどうなんでしょうか。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えします。今ちょっと病院等の違いで、期末に残高が上下水道も残らないということで、キャッシュフローの方には記載されないということは出てくるんですが、その違いはあると思います。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 僕も同じ第4条なんです。やっぱりここみんな目がいくと思うんですよ。どういうふうに理解したらいいのかなと、一時借入金が2,000万円増えるよと、この要因について。

それから今後大丈夫なんだろうか、この辺についてもう少し詳しく説明してください。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えします。これまでちょっと運営してきて、どうして建設改良費がこれから大きく支出、工事完了とともに支出していきますが、資金の使用料の収入状況等も見合わせる部分と、補助金の段階の請求というのも12月にいたしまして、1月末に入るとということで3月に今の見込みでは一時的に起債の借入とか、その辺を考慮した中では3月に一度金融機関等から、一部12月末に企業会計の方から一部お金を借り入れて、その補助金等の収入の時間差がちょっとありますので、それまでのつなぎ資金ということと、補助金3月の大きく支出が伴う部分については、起債、補助金の借入の部分までのつなぎ資金として今見込んでおりますので、その部分を借りる部分ということで少し当初より借りる額が増えたということで、今回予定額を変更させていただ

いたということになります。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 防衛のお金なんかは割と遅くなるからかなという感じもしたんですけども、例年この時期足りなくなりますよね。それが思ったより多かったと。やはりこういうものっていうのは当初計画の時にきちんとそこまで計算しないと駄目だって。資金ショートするなって限度額定めているわけで。おたくらは事務屋だから2,000万円どうかというのはおおよそ借入れとか事業の推移見たら私は判断できるというふうに思うんですよ。資金を管理しているわけですから。この辺は当初予算の時に当初計画の時にこのくらいのことはきちんと推定をしていくべきではないのかなと思うんですが。そうすると今言うように突発的なことで計算が当初予定よりも狂ったとかそういうことではないと私は理解しているんですけど、どうですか。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えします。下水道事業会計になりますが、元々の当初予算というのが6年からの企業会計の発進ということで、多少の差がっていうのは出てきますが、ある程度その借入れ額というのも予想しながら進めてきておりました。

修繕費だとかいろんな部分で発生する料金の見込みより少ないとかそういうものもちょっと伴ってきますんで、ちょっとその辺の開きが出てきてるということでご理解願いたいと思います。

●議長（大野議員） 他ございませんか。

（「なし」の声）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 次に、議案第8号について質疑を行います。10番、堀議員。

●堀議員 先ほどのキャッシュフローのところで聞いた時に病院の方ではその一時借入金を起こして、一時借入金を全額会計年度内に返済しないからこのキャッシュフローに出てくるんだというようなことを答弁があったんですけども。まずその点については確認をしたいなというふうに思います。

今回補正予算額2,147万円の給与改定に伴い増額というものがあるんですけれども、キャッシュフローを見ると2,000万円返すものを2,000万円返さないやつを財源として当てるよ。

資金期末残高として1,876万7,000円あるやつを147万円を使って、それを今回の補正財源というふうにしようかなということだと思うんですけども、資金期末残高が1,876万7,000円しかない中で、2,147万円も払ってしまうと270万円3,000円も資金ショートするんじゃないのかなというふうに思うんですよね。

歳入の増える見込みというものがない中で、赤字会計である病院事業でただ資金ショートを見込で私どもが認めるわけにはいかないかなというふうに思うんですけれども。これは何かしら一般会計からの補助金、繰入金、今回一般会計の方というのは全然病院会計への補助金、繰り出し金というものが出されていないわけなんですけれども、きちんと確約というものができるのかどうなのか、ここら辺についてお聞かせください。

●議長（大野議員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） まず私の方からこの一時借入金の流れについてご説明させていただきます。まずキャッシュフロー計算書に出てきますのが、4月から今年の3月末の年間を通じた中で一時借入金の借入額と償還額が出ております。

その残高が貸借対照表上の負債の部に出てきます一時借入金の期末の残高ということで、これが8,000万円たぶん残るだろうということで今計算してるというところになります。

なので、この分が会計年度が事業会計ですので、3月31日末現在でどうなのという中で8,000万円の一時借入金残高が残ることになっていきますので、これが先ほど質問された水道会計と下水道会計と私どもの会計の違いということになるのかなと思います。

また、今回の補正につきましてはあくまでも本当に議員おっしゃるとおり赤字の会計という赤字予算を計上しているということになりますけれども、この中身につきましては最終的に3月補正がこれからまだありますので、その3月補正の協議の中でどれだけ病院事業会計の方に一般会計からの繰入金があるのかということも含めて、私どもの今見ている医業収益の中でどうなっているのかということも含めた中で、総体的な補正調整になるのかなというふうに考えてございます。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 そうすると8,000万円を3月に返さないで次に繰り越す。昔もあったんですけども、それは3月までの収入が、支出があったものについて4月5月の収入がある。それを当てれるからってというような見込みの中で、ある程度一時借入金の翌年度への繰越というものがどうしても発生するんだというような話であったというふうに思うんです。そういう見込みでいいなということなんでしょうか。あくまでも3月までの支出分についての8,000万円残った分というのは4月5月の収入で賄えるんだということをし

っかりと確約してもらわないと困ります。

あと3月補正でやる。じゃ見込でしかない。いま私方、実際に金の流れとしてやっているんですから今現在どうなんだという、しっかり一般会計の方からもらうんだと、この分については給与の分というのはしっかり一般会計の方からのやつをもらうという確約がなければ私だと認めることができないというふうに思うんですけれどもどうなのでしょう。

●議長（大野議員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） まず一時借入金の流れでございすけれども、基本的には我々事業会計でございまして、3月31日現在でずばっとそこが会計処理上閉められてしまうということなので、どうしてもそれにつきましては今年度の歳入の見込みの分も入ってきませんし、費用の分も支払いがまだ確定できないということもありますので、その総体の額が大体絶対8,000万円程度あるだろうという見込で今計上しているということになりますけれども、これはいずれにしてもまた3月の補正がございすので、その中でまだここは計算していくということになりますので、いずれにしましてもこの分につきましては今後の収入の分もあるし、費用の分もあるしということもあるので、そういった考えの中でこの8,000万円を計上させていただいているということなので、これは未収金、未払い金の中で最終的には処理をされるということになるろうかと思っております。

あと今回の補正につきましては当初予算もそうなんですけれども、そうしても病院事業会計は非常に多額の一般会計からの繰入を入れていただいて、収支を調整しているということになってございす。

今後ともこれからもこの予算だけじゃなくて、資金的にどうなんだということも計算しなきゃなりませんので、その辺も全部計算した中で3月の補正の中で対応させていただきたいというふうに考えてございす。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 だから資金不足が生じる計算を私がたが認める訳にはいかないんだって。だから今回の給与改定の分だけでもしっかりとこれについては一般会計の方からもらうものというものをある程度約束というものがないかぎり、私だと何でこんな赤字になる、資金不足するような、債権者に対して迷惑かけるようなこんな予算を私がたがやらないと駄目なんだと。

そうやっても給料を上げなければならないというのであれば、しっかりと一般会計の方からもらう確約というものを取っていただかなければならないというふうに思うんですけれども。これについては町長の方、何かございすでしょうか。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 一般会計の持出ですが、これ毎年の事なんです、最終的な問題についてはそれぞれの補正において補うということでやっていますが、今回の今のその未収入、見込みがないものをどうだということじゃなくて、我々はその補正をある程度考えながら一般財源も含めた中で繰り出しているということでございますので、この点は今堀議員からお話がありましたとおり、赤字になるということはこれ大変なことなんです。まあそういう面を考えて経営は大変厳しい赤字であります、しかしそれを補うのが繰越という中でやりくりやっています、それはご理解の上、事実上の会計としては難しい話になりますが、どうかそういうことで補正の方についての今後の動きについて、注視いただければと考えますのでよろしくご理解いただきたいと思います。

●議長（大野議員） 他ございませんか。

（「なし」の声）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 以上で本臨時会に付議された議案の審査は全部終了いたしました。よって、令和7年 厚岸町議会第1回臨時会を閉会いたします。

午後0時09分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和7年1月17日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員
